

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成29年2月20日(月) 13:04~16:43

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長  
山本 進章 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
猪奥 美里 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
中野 雅史 委員  
荻田 義雄 委員  
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 長岡 危機管理監  
山本 南部東部振興監  
一松 総務部長  
村田 地域振興部長  
辻本 観光局長  
安田 警察本部長  
大久保 生活安全部長  
福田 刑事部長  
今谷 警備部長  
星場 警務部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

- (1) 2月定例県議会提出予定議案について
- (2) その他

<質疑応答>

○奥山委員長 それでは、ただいま説明をしていただきました事項、報告もありました事

項、また、その他の事項も含めて質問があればお受けしますので、ご発言願います。

○川田委員 まず、今ご説明をいただいた「奈良県行政経営改革推進プログラム」の気になる点からお聞きします。

資料4の7ページに「超過勤務時間の縮減によるワーク・ライフ・バランスの推進」が掲げられています。具体的には、各課によっても残業時間などいろいろ違うと思いますし、各課課長が今後どうやっていくかを考えていかれると思います。今の時点で具体的にはまだどこまでどういうふうにするかは決められていないかもしれませんが、代表的に岡野財政課長に、残業がかなり多い部分に関してはどのようにこれを実現させていかれるのか、まずその点からお聞かせいただきたいと思います。

○岡野財政課長 代表選手とっていただきましたが、どうしても財政課は、県政全般にわたる予算編成という作業量がかなり膨大になるところと、年末に発表される国の予算を反映させることなど、2月議会までにそれを組み上げる時間的制約があり、かなり膨大な量を決められた時間の中でやるという実態にあるのは事実です。

そのような中でも、当然意識としては、今般、総務警察委員会等でもいろいろ超過勤務のことは言われていますので、それが普通との認識ではなく、少しでもできることをするよう取り組んできています。資料の簡素化やヒアリングの簡素化、また他府県にいろいろ先進事例を聞きまして、どのようなことができるのかという取り組みもしています。それともう1点、どうしても作業が冬場に集中することがありますので、夏場とのメリハリもつけています。以上です。

○川田委員 先例等があるので、行政体質を一気に変えるのはなかなか難しいことだとは思いますが、これは感想ですが、財政課の職員は、いつ見ても疲れ切って、本当につらいような顔をしているように見えるのです。本人はどういう気持ちかわからないですが、あまりにも酷ではないかと。月間でも168時間ぐらいの残業もして、ワーク・ライフ・バランスを求めるのであれば、もう少し先例にとらわれずに抜本的な改革をしたらどうかと思うのです。当然人事等の定員管理という問題もありますが、定員管理といってもどこも人が欲しいのが現実の問題でして、財政課だけが特別人をふやしたから、だからいいという問題とは別かもしれませんので、その辺お願いをしておきたいと思います。この件は、これで結構です。

それから、資料4の9ページの「各部局でのリスク評価・検証」ですが、最近いろいろな調査をしていて感じるのですが、きっちりと聞いたことに対して答えてくれるところも

あれば、そうでないところもあると。延々と何回も何回も聞いているのに返事すらないなど、県民をばかにしているのかというような部署もありました。やはり行政というのはあくまでも県民が委任者で、受任者として仕事を執行するために職員がいるという構図ですから、受任者である職員が県民を無視するということは、あってはならないことだと思うのです。抽象的な言い方になっていますが、ここは完全に行政体としてあるべき姿に戻っていく必要があるのではないかと思うのですが、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

**○阪本行政経営課長** 川田委員がお述べのように、現在、地方公共団体を取り巻く事務については、広範でいろいろな事務を処理していくため、目を行き届かせることが非常に容易ではない状況になっていると理解しています。その一方で、情報化が進展しており、事務を効率化することなど情報を取り扱っていくことについて、リスクも伴ってやっていくことになることも認識しているところです。

また、職員数も少なく抑制基調の中で実施しているところで、職員1人当たりの業務の増加もあり、不適正な事務も起こり得ることが懸念されていますので、事務処理についてリスクを回避し、事務の適正性を確保するという一方で、今申しているリスクのマネジメントを実施していきたいと考えています。

**○川田委員** 何が言いたいかといいましたら、正直にやっていただきたいということで、不適正な行為を隠そうとすれば、また不適正な行為をしなければならぬという悪い循環が働いてしまい、本来1カ月で終わる仕事が半年、1年かかってしまうことが往々にして多いと思うのです。それを直そうと思えば、間違いは人間がやることですから誰でもあるのですから、まず正直な気持ちでやっていただかないと、隠す行為自体にも税金で給料が払われるわけで、そのようなために県民は税金を払っているわけではありませんので、今後、徹底した指導を一松総務部長にやっていただきますようお願いしたいと思います。

次に、条例でも出ていますが、今回常勤の監査委員が1名ふえるのですか。そのような話を聞いたのですが、「監査委員監査の強化」ということで資料4の10ページにも出ていますが、監査強化と常勤をふやすことの整合性といいますか、因果関係は何ですか。

**○柘井総務部次長人事課長事務取扱** 1人ふやす話ですが、奈良県監査委員条例の文言上は、常勤の監査委員は知事が定めると改正するもので、適任者がいれば知事が定めるといふ条例改正ですので、よろしく願います。

ふやす理由ですが、資料4「行政経営改革推進プログラム」の9ページ「内部統制によ

るリスクマネジメントの構築」ということで、いろいろな適正さを確保するためにリスクを見える化すること、役割分担、監視の強化等、事務を適正処理するための体制整備などを行いたいと思っており、それを構築する一環として監査機能の充実強化を挙げています。具体的には、監査対象事項の重点化、内部統制の整備、実施状況の結果の追跡及び行政経営の反映の促進などの取り組みを進めたいと思っています。これらの取り組みを監査の独立性、専門性を高めつつ、より充実させる形で進めたいと考えており、今の条例改正の提案をしています。よろしく申し上げます。

○川田委員 もともと監査は独立しているので、独立性を高めるというのはおかしいのではないのでしょうか。私も監査委員はやっていたことがあります。具体的に監査のリスク度をどこまで求めるかによって仕事の内容も変わってきます。また人員も変わってくるし、それだけの体制ももちろん必要です。だからどのあたりまでがリスク度で收容される範囲であるのかをまず決定しなければいけないと思いますが、今は監査委員事務局も出席していないので柘井人事課長には答弁できないかもしれませんが、まずそこを明確にさせていただきたい。常勤を1名ふやしたから、監査の強化になるということは、監査委員をやっていた経験上からいっても、ないと思うのです。

地方自治法第196条に監査委員のできる範囲、制限列挙された権限が書かれています。ところが、現実には監査委員事務局が全て監査計画も年間立てて、そのとおりにやっているだけの話です。私は常に疑問を持って見ていたのですが、やはり根本的な監査のリスク度をどこまで求めるのかという基準をまず決めないと。後の話が先に決まって、その後からどこまで求めるのかが決まるのは順序が逆ではないかと思うのです。だからそこをまず明確に、きょうは柘井人事課長は答弁できないと思いますので、監査委員事務局に聞いていただきますように、お願いしておきたいと思います。

次に資料4の18ページ「資産台帳の整備」で、保有総量の最適化、県有資産の有効活用、これはファシリティーマネジメントに絡む問題で、台帳整備はやっていきますと書いています。砂防台帳も、これはファシリティーマネジメントには直接関係ありませんが、法定で義務づけられた台帳等です。宅地造成の台帳などはまだ議会ではやっていませんが、こちらの調査ではずさんなものがかなり明らかになっています。ニュータウンが開発されて何十年もたつのに、まだいろいろな網がかかったままであるなどが今も多く見られるのです。だから、「資産台帳の整備」とありますが、そういったものも含めて徹底して調査していただくなど、資産台帳だけではなく全部の台帳を整備していただく方向が必要では

ないかと思うのですが、その点についてお願いします。

○松岡ファシリティマネジメント室長 川田委員からのご指摘のとおり、県の資産の状況を正確に把握するのは、それに関連する業務を適正に行う意味でも重要なことと考えています。総務部では、県有資産の有効活用を主眼に置いて、県有資産のデータベースの整備、維持に努めています。今、川田委員がお述べの砂防台帳等の整備については、砂防事業等の関連で、内容を正確に充実させることが必要だということは当然のことだと思います。それについては、所管の部局において適正に執行されるべきものと考えていますし、広く言えば県の資産の管理の一環で、今後、関係部局にもその趣旨を徹底してもらう必要があると考えます。以上です。

○川田委員 所管のことを言われると思いましたが、でも仮称ですが「奈良県行政経営改革推進プログラム」が出ているので、全般的な話として申し上げているわけであって、その辺は、一松総務部長にお願いしておきたいと思えます。

次に、資料4の24ページの「県から市町村への権限移譲の推進」で、これは昔から権限移譲を進めるということと言われており、国でもいろいろな議論がされて進められてきました。基礎自治体の優先の原則ということで、県に移すよりも市町村に権限を移そうというのが分権の改革による流れです。

ただ、仕事を渡されるのはいいですけど、財源がついてこなかったら、ある程度の負担金や負担金というか委託金になるのですか、そういうものは多少はあっても、ご存じのとおり、そういった金額では全然補えないので、それならお金も含めて全部移してしまうなどをしなければいけないのではないかと考えるのですが、どのようなお考えでしょうか。

○阪本行政経営課長 権限移譲については、国の権限移譲の推進と相まって県においても、県の持っている権限を市町村に移譲する取り組みを進めているところです。移譲する事務については、県では、このような事務がいいのではないかというメニューを県の事業課とともに作成して、市町村に提示して、市町村が受け取ってもいいと判断されたものについて権限移譲の事務を進めているところです。

今、川田委員がお述べのように、事務処理の経費については、一定の部分の権限移譲の推進ということでやっております、それ以上については今のところ余り実施できていない状況ですので、今の枠組みの中で奈良県市町村事務処理交付金交付要綱に基づいて実施していきたいと思っております。以上です。

○川田委員 要綱に基づくのはいいのですが、仕事の内容によって全然違うし、幅も広いの

で、もう少し柔軟性を持ってできるシステムが必要ではないかと思うのです。市町村といえ、1人1役ではなくて、1人の職員が何役もこなして仕事しているのが現状です。そこで、仕事がまたふえたのでは。地方自治法には協議事項として規定されていますので、協議して、受けていいということにならなければ受けないわけですが、その反面現場の職員の話を書けば悲鳴を上げているのも確かにあり、マンパワーではないですが、あと1名職員をふやすなど、そういった動きにならないと仕事だけがどんどんふえて、県でも出されていますが、定員の管理で逆に人は減らしていこうという流れではないですか。最近5年間の推移を見たところ、12の市の動きを見ても、大きいところでは2割ぐらいの人件費を減らされているなど、ほとんどのところが下がっています。香芝市だけが、なぜかわかりませんが、大幅に上がっているという意味不明なデータ結果が出ているのですが。定員管理計画をずっとやってきたわけですから、全国的に見てもそういった流れではないですか。だから、乾いた雑巾をそれ以上絞り切れないうちにあるのが現状だと。そこに仕事は新たにふえてくるので、これはかなり深刻な問題だと考えていますので、こう決めますからこうではなくて、実態に沿った調査研究を真剣にさせていただくべきではないかと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

**○阪本行政経営課長** お述べのように、事務を移譲するものについては、事務の処理容量といえますか、処理数などや、市町村の受け取っていただける体力といった部分も勘案して、できるだけきめの細かいメニュー化を進めていきたいと考えています。

**○川田委員** わかりました。また聞きますので、きめの細かいという言葉をお聞きしたので、本当にきめの細かいものをお願いして、この質問は終わります。

それから、資料4の26ページの「アンケート等による県民意見の分析と反映」、これは非常にいいことだと思いますが、特に何が重要かという点、相関関係ではよくわからないので、因果関係、この因子とこの因子はどのような因果関係に結びついてこのような動きをしているのかが中心になると思うので、そういった動向の分析をやっていくことですが、今までこの統計に関しては多くの質問をしましたが、残念ながら、ほとんど因子分析などは行われていなかったのが現実だったと思います。ここが多い、ここが少ない、それがエビデンスだとよく言われますけれど、統計をかじった人間からすれば、そのようなものは全然証拠にはなりません。今回この中にもきっちり書かれていますように、県民の意見の分析と反映をさせていくことが欠かせない重要事項になってくるとは思います、そのあたりは具体的にどのような部分まで取り組まれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

います。

○田中統計課長 資料4の26ページのアンケート調査等の手法の中で「県民意識調査」を平成20年から統計課が担当しています。川田委員がご指摘の、分析等についてどこまでできているかという点ですけれども、アンケートの結果に基づいてさまざまな施策がとられている状況です。相関関係と因果関係は、相関はあってもそれが因果の説明にはなかなかないところがありますので、川田委員がお述べのような分析についてはまだまだ不十分な点はあるかもしれませんが、そのような進め方をしています。不十分ですが、以上です。

○川田委員 今までの経緯は今の答弁のとおりだと思うのですが、推進をプログラムするという点で新たに出てきていますので、どこまでのものを求められるのかと。今だったら今のままと同じにやって、我々は今までどおりやると、こういう回答に多分なると思うのですが、それならば掲げられているプログラムの意味はないのではないですか。だから指摘しているわけですが、最低でも因果関係を求める行為は必要ではないですか。相関だけで、似てるというだけで判断してしまうのはあまりにもリスク度が大きいのではないかと。先ほどもリスク度を下げるといふか、リスクを抑えていくとのこと、だからそれとは逆行した動きをしてはいけないと思うのですが、その点をお聞きしています。

○田中統計課長 全体をお答えできるかどうかわかりませんが、因果関係があるということとは統計手法をもってわかると思います。AとBの間に因果関係があると、それがAが原因でBになっているのか、Bが原因でAになっているのか、ここのところは本当に難しいと思います。なかなか統計手法だけでそこまでわからないようには、私が統計学を勉強した中では聞いています。もちろんそのあたりを探りながら施策を打っていくことが必要だと感じています。不十分ですが、回答です。

○川田委員 私も分析などやっていますが、1,000の分析をやって、明確にわかる、これは間違いないだろうというのはそのうちの2つ3つです。それを千三つと呼んでいますが、そのようなものです。だから、全部のものが統計学を使えばはっきりと証明できるということなどあり得ません。それでも、限りなく確率論で近づこうと思えば、やはり分析自体をやらなければわからないのではないですか。最初からこれで位置づけられることはないと終わってしまえば、最初から何もしないのと同じではないですか。

だから、それをどこまでやるのかを今聞いたのですが、代表で答えていただいているので苦しいところだと思いますが、全課長にお願いしたいのですけれども、いつも話してい

るように、今の業務を抱えながらというのもあるので、コンサルタントなど専門家もいるわけですから、予算などそのあたりの柔軟性は要るのではないですか。どれだけコンサルタントに統計の分析をさせるということを軽視するのか、重要視するのかの違いによって意識も変わってくると思うのです。

我々が考えるのは、無駄なお金というのは、何が無駄かはわかりませんが、効果がないものは、後で検証すれば大体わかってくるわけで、それが減っていけば減っていくほど効率のいい行政の予算の組み方だと思うのですね。そのための手法として統計学を入れるのであれば、全部が全部をやる必要はないのですが、必要な部分はやっていく必要があるのではないかと考えるので、検討いただいて、また聞きますので、答弁いただけるようお願いをしておきます。

それから、資料4の26ページ「適切な行政手続の確保」で、公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利、利益の保護に資する必要があると、ごもつともなことが書いてありますが、私も今、行政不服審査を1件請求していますが、昨年10月か11月ぐらいに行ったところ来年の夏になるということで、ここまで遅い審査会は初めて経験していますし、県だから数が多いのかもしれませんが、文書開示も8月1日に請求して、12月の終盤にできたと連絡をいただいて、年明けてから開示されてきたという、約6カ月かかったという事実がありました。いろいろな内部の事情や人員の関係等々いろいろあると思いますが、あまりにも時間がかかり過ぎていまして、やっている中で1つ感じたのが、前に知事から、きちんと整理して出さなければ県民が困ると代表質問の答弁でいただきましたが、それは間違っていると思うのです。

法律、条例等で決まっているのは、行政文書と位置づけられるものはそのまま出すということで、それを整理していたら当然時間がかかります。だからそのあたりは的確に、こういった重要なことですから、ないとは思いますが、何か歪曲されてしまう行政文書がもし存在すれば大問題だと思います。現実には、実際にある文書であるのが出てきていないということも、調査してだんだんわかってきたのです。実際にあるのに開示請求したが出てきていない文書、これはまた問題にしますけれども、そういった行政体質はかなり問題があると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

**○東総務課長** 川田委員のご質問は、「適切な行政手続の確保」という観点に関連して、情報公開について請求したけれども、開示されるまでの間に期間がかかったこと、また不服申立てをしているけれども、その処理が相当先になるということについてどう思うかと



ということかと思えます。

県としては、資料4の27ページにもありますけれども、県民が県政に対して理解を深めていくためにできるだけ情報は開示していくという立場を持っており、奈良県情報公開条例を20年運用してきて、できるだけ開示していくことに取り組んでいます。一方で、個人情報など、この条例の第7条に不開示とすべき事項を詳細に書いておりまして、それはやはり開示してはいけませんので、そこを慎重に見きわめながら作業をしています。個別の案件については言及しかねますけれども、中には大量に請求された場合にその辺の見きわめに時間を要するというので、奈良県情報公開条例には開示の期限の延長ができる手続があり、その延長の中でできるように頑張っていますけれども、若干時間がかかるということはありません。

不服申立てについても、かねてから幾つか累積している部分もありまして、ほぼ毎月のように情報公開審査会を開催して処理していますけれども、案件によっては少し時間がかかっているということですので、いずれにしても、できるだけ早くということで引き続き努力はしたいと感じています。以上です。

○川田委員 物理的に無理なことをやれというのは、無理な話なのでそこはわかるのですが、開示しなければならない文書を恣意的に開示しない行為は絶対にないようにしてください。万が一あったら大問題だと思うので、こちらは今調査していますので、通達でもいいですし、そういったことがあれば至急是正するように申しつけていただければと思います。この件は結構です。

もう1点、資料4の27ページに書いてある「情報公開の実施」で、驚いていることがあります。先ほども言いましたが、職員は、住民からの委任を受けて受任者としてやられているわけです。ところが、県庁に行って、きょうも来られています。例えばマスコミの方、そういった方も含めて何か取材を申し込んだり、県民が聞きに行ったりしたら、全部文書で出してくれと言うのです。そのようなばかなことはないでしょう。

県土マネジメント部ですけれど、文書でとは、これはどうなっていますか。何かニュースでやっていたら、取材に当然行きますが、全部文書で出してくれとは、どうなっているのですか。そのような行政はあるのですか。マスメディアとコミュニケーション、それでマスコミ、そのコミュニケーションを拒否しているのですか。今は総務課長がお答えいただいたのですか、そのあたりは一体、情報管理を含めてどのように考えているのですか。驚いているのですけれど、それでは何か隠蔽している体質の行政ではないのですか、どこか

の国の独裁的にやっているようなことはあってはいけないと思うのですが、そのあたりはいかがですか、方針をお聞かせください。

**○東総務課長** 情報公開については、各部署で県民、マスコミ、いろいろな方からの問い合わせがあって、情報公開でなくても口頭で、例えば統計的な数字など、既に県のホームページ等で公表されているものについては、見られるわけですので、どこどこに載っていますということ、または、見てくださいだけではなく、資料をその場でお示しすることは、できるだけ心がけていると認識しています。

ただ、今申し上げたように、個人情報がいまじっているのできちんと判断をしなければならぬもの、判断が必要でその場で全部は出せないものについては、情報公開の請求手続をお願いしています。その辺について、一言でどうすればいいと言うことはできませんが、県としては、一方できちんとできるだけ簡便に県民の知る権利に答えつつ、一方で個人情報などの確認をきちんとやっていることで、ご理解をいただくことになろうかと思えます。

それから、決して隠蔽しているということではなく、情報公開請求が年間約700件出てきまして、そのうちの一部、個人情報などを不開示としますけれども、かなりの部分は開示をしていますし、不服申立てで出てきているのはそのうちのごく一部で、しかも情報公開審査会で不適切と言われることはほぼありませんので、20年間の情報公開の実績の中で、情報公開審査会にも諮って、かなりの部分、これはやはり出すべきだというものについては、県の行政としては出しているという認識をしています。ですので、川田委員は隠蔽体質と受けとめておられると思いますが、情報公開請求に対して開示している件数や不服申立てが出てきて、その審査の中で不適切とされた実績はないことを考えますと、今のところは一生懸命きちんとやっているという認識をしております。以上です。

**○川田委員** 聞いている趣旨と全然違うことを今答えられたのですが、それは先ほどの話で終わっています。個人情報を出したらいけないことは当たり前の話で、私も1回被害者で名前を出されましたが、それは今後注意いただくということでいいとして、それは当たり前の話です。今は、例えば、我々がこれはどうなっているのかと聞きに行ったり、市民、県民の方が聞きに行かれたり、マスコミの方が取材に行かれたときに、簡易なものまで全部書面で出せというような行政はあるのか、そのことを聞いているのです。情報公開条例のことを今言っているのではなく、普通なら電話をかけて聞けるような、簡易なことを聞きに行っても、全部書面で出してくれと言われ、書面で出しても、簡易なことでも何日も回答をくれない、そういった行政の対応について、住民サービスに関してどのようにお考

えなのですか。何でも書面で出さないといけないのですか。開示請求は文書を特定してその文書が欲しいという意味ですけれど、簡易なことを聞くのに、一々全部文書で出さないといけないというのが奈良県なのかをお答えいただけますか。

○一松総務部長 基本的には行政のやり方というのは、当然TPOに応じて弾力的にやるべきで、少なくとも県として、一律に簡易なケースまで含めて文書でのやりとりをしなければいけないというルールを設けているという事実はないです。国の行政の中においても、確かに一部のセクションや省庁によっては、議員からのお尋ねに対して、一つ一つ国会連絡室を通してほしい、資料請求の形で出してほしいという運用をする場合もあります。これもケース・バイ・ケースで、例えば、川田委員の場合ではないですけれども、言った言わないの形にならないように、なるべく文書にするという場合も当然あり得ると思います。ただ、一律にということではないと思っています。以上です。

○川田委員 マスコミの方は、取材に行かれて聞かれて紙面に書く場合もあれば、ない場合もある。それを一般の県民の方が読まれて、今はこうだと知ること、県民とニュース素材とのコミュニケーションになっているわけです。だから、それは絶対に阻害しないようお願いしたいと思います。聞かれたら都合が悪いから文書で出せ、何でも出せ、その文書を精査してなどと簡易なことまでやられたら、住民は情報が欲しいわけですから、条例等に規定されているものは別として、その他は原則全部公開でやっているわけですから、そこは重々お願いをして、そういった部があるのであれば、今後厳しい指導をお願いしておきます。

次は、大立山まつりについてお聞きします。

先ほどご説明をいただきましたが、まず、中西観光局理事に総括してお聞かせいただきたいと思います。

○中西観光局理事 川田委員から大立山まつりの総括をせよと質問をいただいたわけですが、先ほどの報告の中にも少し触れていましたが、やはりまだ少しというか、大分歯がゆい部分を我々も感じています。やってみてよくわかったのは、平城宮跡の広さがなかなか手ごわいということも感じています。市町村の方からは、北部の方は行き帰りがそれほど時間がかかりませんが、南部の方々になると、5日間、毎日来て毎日帰ることは非常に厳しいということも聞いています。それから来場者からも、まだ大立山まつり、四天王の巡行はわかるけれども、それ以外の部分の出し物を含めて、何を訴えていきたいのかという部分や、見せる場所があちこち飛んでいて、わかりにくいというご意見を聞いていますの

で、言いわけになるかわかりませんが、我々も大分いろいろなものを平城宮跡でやらせていただいて、1回目より2回目というノウハウも蓄積してきています。

また、反省会においては、今度は民間の方、特に奈良県内でイベントをされている方々にもオブザーバー的にご協力をいただいて、どうしても我々行政はイベンターとしてはプロではありませんので、例えば私の例を挙げましたら、奈良公園であればある程度わかっているつもりでしたが、平城宮跡となれば非常に難しいということもありますので、官民挙げてではないですけど、もう少し民の方のお力も得ながら来年に向けて実施をしていきたいと。

ただ、手応えとしては、先ほど人数の捉え方云々はありますけれども、1年目は、結構いろいろな方に大立山まつりとは一体何かと言われたように思いますが、1年目より2年目、ことは大立山まつりの名前も少しずつ浸透もしてきたとも思っています。その上で、来年こうしてほしい、ああしてほしいという声もたくさんいただいていますので、できれば来年に向けて、さらなる飛躍に向けて頑張りたいのが本意です。以上です。

**○川田委員** 私も1日だけしか見に行けなかったのですが、現場の方は大変だという感想とともに、寒い中で本当に頑張っていたと、これは率直に感じました。職員にはご苦労さまでしたと正直言いたいと思うのですが、今回の数字の発表で、話を聞きましたら、計測をされる場所など、昨年我々がとっていたやり方に近い考え方で、今回はきちんと計測していただいて、こういった数字も出てきたと。

ここで言いたいのが、昨年も言いましたが、何も大立山まつり自体を反対しているのではなくて、正直にやりましょうということなのです。中西観光局理事がおっしゃった、民間の方からもっと入ってもらうことについては、去年の時点でもご意見が出ていましたが、県民として、こうやればいい、ああやればいいといった意見を出しているのに、いやいや、それは違う、いや、これはこうだという言い方はすごく感じました。我々も、うそをついているのではなく、率直に集計したそのままを言っていたのに、あったかもん広場に行列ができていたからそうではないなどと、意味不明な答弁ばかり言われて、本当に悲しい気持ちになったのを覚えています。

振り返って考えてみれば、やはり行政の態度としてそれでいいのかということなのです。失敗は失敗で当然あるし、人間がやることですからうまくいかないことももちろんある。けれども、失敗を理屈をつけていかにも成功したように見せていこうという行政姿勢は、税金を使う上で絶対あってはいけないと考えています。だから、今後の内容についての精

査は、場所を変更するのか、いろいろな検討はなされていくと思うのですが、そのあたりもきちんと公表いただき、多くの方に参加いただいて盛り上がっていくものだと思いますので、行政都合だけでやってしまうことは、何か行事を一つやって予算の一つとなるものであれば、やめたほうが良いと思うのです。そのあたりも今後研究されると思うので、お願いをしておきたいと思います。

もう1点、正直に言いますけれど、これも苦情をいろいろ受けたのです。知り合いの市町村の方とも違う市町村の方とも話したのですが、寒い中、本当に昼間から「せんとくん」エアドームの前でやっていて、「せんとくん」エアドームは我々はいれないのかと聞いたら断られたのですが、人が誰もいないのに何時間もずっとそこに立っておられるのです。別の市町村の名札もつけておられましたけれど、あそこまでは必要ですか。もっと時間帯も考えるべきではないかと思うのです。前も言いましたが、まして香芝市には、大立山まつりをやったからといって何ら経済効果はないと思うのです。だから、みんな全く関係がないという意識です。それなのに動員までかけられて出ていけないといけない、という多くの苦情を聞きました。動員かけて出てきてくれと言うのはいいのかもしれませんが、行く側はかなりつらいものもありますので、どの方法がいいかはわかりませんが、検討をお願いしたいと思います。

最後に、柘井人事課長に聞きますが、今テレビでも問題になっている天下りの問題です。文部科学省で天下りに関してあっせんがあったなかつたなど今問題になっています。報道資料でも出ていますので、その中からの分析しかできていませんが、出先機関の課長補佐級以上がどこに行かれたかなど公表はされています。この話を聞いていましたら、人材バンクにほとんど全員登録されて、その後マッチングを考えてやっていけると。

ここで一番問題になるのが、先進の市であれば、職員基本条例などつくってきちんとやられています。行政には地方公務員法があるわけですから、地方公務員法の第30何条でしたか、規定はできましたけれど、権限を持っている者が権限に関係することを行ってはいけないという倫理上の問題もあるでしょう。出資団体や当然支出先の企業や株主など、そういったところは本来行政が関与してはならないのが、今の一般的な法律の考え方です。

ところが、あっせん率を調べてきたのですが、再就職先手段ということで、平成27年度の公表されているものをデータとして扱ったのですが、自力で行かれた方が課長級以上で16%、人材バンクが21%、再任用が28%、あっせんが35%、圧倒的にあっせんされている方が多いです。では、このあっせんは誰がやっているのか、そこを明確にお答

えいただけますか。

**○柘井総務部次長人事課長事務取扱** あっせんについては、取扱要綱をつくっており、要綱の中で、県は適任者をあっせんすることができると定めています。この県の事務を実際にやっているのは人事課です。要請があったものについて機械的に、人材バンクの登録の中からマッチングさせる作業をしていますが、実際は人事課でやっています。

**○川田委員** 人事課が全部あっせんを決めているのですか。決裁権はどうなっているのですか。要綱を定めているということは、当然行政事務として扱っているのでしょうか。人材バンクをつくってマッチングをやるのはわかるのですが、なぜ職員の方が行かれるところのあっせんを税金でやる必要があるのか、意味がわかりません。税金を払って行政事務をやってもらうのに、要綱1個つくったら何でも行政事務になるのですか。就職に対してなぜ行政が関与する必要があるのですか、その必要性についてお答えいただけますか。

**○柘井総務部次長人事課長事務取扱** 要綱については、職員の再就職の公正性と透明性を確保するために要綱をつくってやっています。

決裁の関係ですが、決裁はとっておらず、申込書の中から、自己PRや希望する業種内容などが書いてありますので、それを照会といいますか、橋渡しをしており、人事課は退職管理という職務内容を持っていますので、その範囲の中でやっていると考えています。

**○川田委員** 退職管理については、地方公務員法の中で定められていることが退職管理の仕事で、本人のアピールなど何が退職管理に関係あるのですか。今、公正、公平にとおっしゃって、そのために取扱要綱を定めているというけれど、あっせんについて部長級から課長級まで出ていますけれど、部長があっせん2件やられてる、部長の中で2件とも行かれたら、部長はあっせん率100%です。次長級になったら、あっせんされている方が約50%、課長級で40%。

問題は、決め方です。人事課で決めているでしょう。どうやって決めているのか先日聞いたら、部長級から、上から順番に決めているということでしたが、そのどこが公平ですか。上から順番に決めていっているのでは、あっせんは部長の特権なのですか。おかしいのではないですか、なぜそのようなことを税金でやらないといけないのですか。世間であっせんは本当は禁止で、そのようなことに関与したらだめです。あっせん先も見ついたら、県が出資している団体もたくさんあるのではないですか。これは県の権益がきいているところと違うのですか。出資団体もたくさんありますし、補助金が出ているところもあるかもしれない。補助金はいかがですか。

○**枅井総務部次長人事課長事務取扱** 補助の対象になっているところもあると思いますが、資料は手元には持っていません。

○**川田委員** 今お持ちでないのであれば、それも調べて出してください。出資団体、株主、今、補助金と言われましたが、その支出先も。県が大量にお金を出しているところに行ったら、権益がきくのではないですか。そのようなところにあっせんしていいわけがないのではないですか。それは今までの県の慣例ですか。あまり興味がなかったのでここは調べていませんでしたが、今回調べてみて驚いています。当然職員基本条例等をつくっていかねばいけないと思いますが、名前は別にして、それなりのところは全国的に合わせて、国並みにもやっていく必要があると思います。そういったところも資料を出してください。

あっせんに関して、特別職はまさか一切関与してないでしょうね。県のOBの方もたくさん知っているので、全部電話して今調査依頼しています。特別職は政治家で、地方公務員法の規定の受けないそのような方があっせんによったら、入札でその会社に資料が行っているのと同じことで、絶対あつてはならないと思います。それはないのですか。いかがですか、あるのですか、ないのですか。

○**枅井総務部次長人事課長事務取扱** 繰り返しになりますが、要綱の中では、関係団体等から再就職の推薦について要請があったときに、あっせんすることができるかと定めています。その要請の受け方ですけども、幾つかのパターンがありまして、その中の1つに特別職が要請を受けることもあります。

○**川田委員** 例で名前を使って申しわけないですが、仮に副知事に対して、次、退任されるのならどこどこに来てくださいという要請がある場合もあるということですか。

○**枅井総務部次長人事課長事務取扱** 副知事自体が要請を受けるということですか。特別職がどのような要請を受けて、どのような再就職をするかは承知していません。

○**川田委員** それはそうでしょう。このようなことは、法的には違法かどうかわかりませんが、道義的には、職員に関する取扱要綱でも決めてはいけないと思います。今の時代まだこのようなことをやっているのかということ、ちまたでうわさになっています。今度、副知事が退任されると聞いていますが、県もこれを管理する必要があると思います。今現在、3月末まで権限を持っているわけで、どのような中身か知りませんが、県は監視しないといけないのではないですか。そういったところに権限がある者の接触は絶対だめです。全部調査してください。出資団体などたくさんありますし、株主なども、調査して報告してください。

権限を持っている人が、職にあるうちに、そのようなところと接触するのは絶対許されません。地方公務員法では、何年間は関係している部署から行ってはいけないと決まっていますけれど、特別職にはそれがないのです。それでも、それだけの権限も持っている命令権者が自分が権限を持っている範囲の中で接触しているのは、マスコミでも大問題になるのではないですか。接触しているのかしていないのか、調査して至急報告いただけませんか。去年も新聞で大きく問題になっていたのではないですか。ここでは名前は申しませんが、もうそういったこともなくなったと思っていましたけれど、ああいうことは大変な問題です。なぜ自分の権限を使ってそういうことができるのか、その辺はきちんとやってください。調査をして回答いただけますか。

**○枘井総務部次長人事課長事務取扱** 繰り返しになりますが、特別職がどのような再就職をするかは、知らされていませんし、特別職がどのようなことをしているかを調査する権限は我々にはありません。できません。

**○川田委員** いや、出資先に出資しているのだから、聞ける権限はあるのではないですか。なぜ聞けないのですか、出資しているのでしょうか、株主でも聞けるのではないですか。全く関係ないところには、そのようなことは聞けないですが。ないと言ってしまいますが、逆にそういったところもきちんと監視する責務があるのではないですか。そのようなところなら、出資を全部引き上げたらいいのではないですか。それは県民の意思判断でできることではないですか。今の時代にまだそのようなことをやっている会社だったら、出資を引き上げてもいいのではないですか、それだけの話ではないのですか。権限はあります。調べてください。

それから、先日出してもらって公表されているのは、インターネットに出ているかどうか分からないのですが、過去10年ぐらいの同じようなものを出してください。単体のデータしかありませんので、経緯も見ないと、まだデータ不足というところもあり、その辺を至急に出していただくことでよろしいですか。

**○一松総務部長** その前に、幾つかの点を確認させていただければと思いますが、今、川田委員がお述べのことは道義的な観点からだと思います。そもそも地方公務員法においては、一般の職員についてマッチングを行うことは禁止されておらず、また特別職については、そもそも地方公務員法のらち外にある状況にあります。その上で今お述べのことは、過去の例えば特別職の就職の状況などは当然出せるわけですがけれども、例えば特定の法人が、出資している法人であれ補助金を出している法人であれ、特別職に関してあっせん



要請をしたかどうかまで含めるとしたら、そこは本当に個別の団体と、また個人の情報にかかわる部分になるので、今の法体系の中で、なかなか出せない部分があるかと思いますので、その点をご理解いただいた上で、できることを考えたいと思います。

**○川田委員** 最後になりますが、言っている問題は、権限を持った者が、例えば入札でもそうですが、価格で決定されるものはいいけれど、プロポーザルなどで誰がいいかというときに、特別職がそこで出てきて、このようにやろうと拙速に決めますか、決めないです。そういった意味で、道義的には全部同じになってくると思います。そのようなことをやったら何でもありではないですか。先ほども言いましたが、県民から委任を受けて、ルールに基づいて自分がやりますと手を挙げて特別職になっているわけで、ルールを守らないのであれば、やめたらいいのではないですか。だから、そこはきちんとやってください。

県民もかなり注目していると思います。マスコミの方も多く注目していると思います。それが法で決まっていなくて何でもない、だからやっていいというのは、違うと思います。道義的にやってはいけないことはやっていけないのです。法的にぎりぎり抜け道があるから何でもいいことは絶対ないと思いますから、それは県民に告知もしていく責任があると思います。今回、日本維新の会も代表質問をしますので、本人に直接代表質問で聞いていただくというのも一つの手だと思います。それはまた検討したいと思います。以上、終わります。

**○山村委員** 私も何点かお聞きします。1つは、先ほどご説明をいただいた「(仮称)奈良県国際芸術家村」の新年度予算のことです。

新年度予算の中ではいろいろ書いていたように思ったのですがけれども、説明でいただいた資料の中を見ましたら、整備工事を推進することや、民間ホテルの事業者を誘致することや、農村交流施設の検討、展示する資料の収集などが書かれていますけれども、以前から申し上げているように、「芸術家村」と言いながら複合的な大がかりな開発を行うことについて、それが本当に正しいことなのかが1点ありますが、それは置いておいたとしても、肝心の文化財修復をメインにした芸術家村と聞いていますので、その部分での準備、保存、修理に関してどのような効果的な活用、どのような施策をここで実際にやられるのか、今年度はどうするのかについてお聞きします。

**○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱** 「(仮称)奈良県国際芸術家村」の整備検討について、山村委員お述べのように、文化財をはじめとする歴史文化資源の保存、活用を中心に据えて施設展開を進めていきたいと考えています。その中では、昨年12月の総

務警察委員会でも申しましたが、県の文化財保存事務所や天理市の文化財課の芸術家村の施設への誘致、移転を考えています。それから彫刻や工芸など、選定保存技術保存団体という、これは民間の団体が中心ですが、文化財の修復などをするとところも誘致をして、文化財の修復、保存、活用を重点的に実施できるように、平成29年度には、運営主体を考えていく中で、しっかりとそういった団体に働きかけることなどをやっていきたいと思っています。一方では、国際的な展開の中で、ACCU、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターとは、既に連携協定を結んでいますので、そこがやっているアジアを中心とした文化財修復の関係の技術者の研修拠点という活用の仕方も、こちらのほうは、整備が進んでいきましたら、そこと調整することによって進めていけると考えています。以上です。

○山村委員 実施の主体がどこになるかは、まだ決まっていないのですね。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 実施主体については、これから、県の直営か、指定管理か、委託か、運営の一番いい方法論の検討をしっかりと進めていきたいと思っています。

○山村委員 実施主体でいいますと、先ほどの答弁で、県の文化財保存事務所を移転されると言われましたが、もちろんそれは民間ではなく県が主体になってすることだと思えますが、後でお答えいただいたらいいですが、事業を展開していく中で、現場の方々がきちんと提案をし、どのような中身にしていくのかについて、これからの展開の中できちんと入っていくことができるのかが問われてくると思いますが、その辺はどうですか。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 文化財の修復、保存、活用の主体であれば、県の文化財保存事務所が移転しますので、そちらが主体となって、なおかつ民間の団体とも連携を進めていきたいという考え方です。文化財の保存、活用の拠点という展開を進めていく中では、山村委員がお述べのように、現場の方々の意見をこれからしっかりと聞きながら、運営として一番よい形を整えていけたらと考えています。

○山村委員 県営というか、県がみずから運営することが基本にあることを確認していいということですね。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 答弁が混乱して申しわけありませんが、文化財の保存、修復の実施主体は、公の機関である文化財保存事務所ですが、施設を実際に運営するところは、県が直営するのか、いわゆるPPP（Public Private Partnership / 公民連携）のような形になるのか、一番よい形をしっかりと検討していきたいと思っています。ただし、指定管理などの制度を活用したとしても、いずれにしても県が主体的に

していくことになるかと思えます。

○山村委員 全体が大きな施設ですし、いろいろなものがあるので、指定管理などという形を使うことはあり得るけれども、核となる部分については県がしっかり責任を持ってやるという理解でいいということですね。

その上で、これは意見ですが、文化財修復といっても非常に多種多様な技術によって支えられているということで、先日興福寺の復元されています中金堂を見学しましたけれども、建具一つをとっても、飾り物、いろいろな色彩や塗りなど技術者もさまざまですし、そこで使われている用品、材料や技術なども非常に多様になっていると聞きました。特に材料では、例えば、にかわをつくる業者が日本ではいなくなったとも聞いています。非常に深刻なことであり、技術を伝承していったり、後継者をつくっていくことの意義は非常に大きいと思うのです。これから先、本当に受け継がれていくのか心配もたくさんある中で、それを解決していく中枢機能を持つことができるのかどうかも問われていると思うし、県がせつかくこれだけ投資をして採用しようということであれば、全国の中でも中心的役割を担っていると思えますので、そのようになるようにしていただきたいと思えます。

そのことを中心にやっていただくのであれば問題ないと思っていますが、ここで提案を見ましたら、例えば、民間ホテル事業者を誘致する予算が3,000万円になっています。民間に来てもらって勝手にやらせようという聞いていましたけれども、結局、全体のことを県が予算をつぎ込んでやることになるということで、せつかくいいものをやろうというところで、本当に果たしてこのような計画で、「芸術家村」というにぎわいをつくることを目的にするやり方でいいのかが問われてくると思えますので、改めて、その部分については見直すべきではないかという意見を申し上げておきます。

次に、残業の問題についてお聞きします。

最近ずっと、マスコミでも過労自殺の問題などが大きく報道されており、衝撃的なことが広がっていると思っています。平成26年には過労死防止対策推進法もできて、施行されているにもかかわらず繰り返されていることは、大変重大なことではないかと思えます。そのような中で、県の報告した調査によれば、本庁においても職員の残業時間が非常に長い状態になっていることが出ており、大変驚きました。

それで、先日、奈良県人事委員会に対して過労死を出さないための申し入れを行いました。県の調査報告によりますと、平成27年の12月、平成28年の1月と2月の3カ月間で超過勤務の時間数は3カ月合わせて平均375時間となっています。1年間の残業

時間目安が360時間と人事院の規則でも言われていますが、たった3カ月でそれを超えてしまっている。特別な時期であることは先ほども答弁にありました。特に職場が偏っていることもあると理解はしていますが、しかし、これでは本当に過労死が起こっても不思議ではないほどの過労ではないかと思しますので、そのような実態について、県としてどのように受けとめておられるのか、また、どう考えているのかをお聞きします。

**○枘井総務部次長人事課長事務取扱** 超過勤務は、職員みずからの判断によるものではなく、所属長をはじめとする管理監督者がしっかりマネジメントし、真に必要な職員に対して適切に超過勤務を命ずることが重要であり、それを徹底することが超過勤務の縮減につながると考えています。このことから、働き方にメリハリをつけ、自身の健康管理と公私ともに充実した日々が過ごせるよう、水曜日を定時退庁日に設定し、人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回し、超過勤務命令なく残っている職員がいた所属長に注意文書を発行する取り組みを実施しています。

取り組みとしては、今年度は新たに各部の次長に「組織人事管理責任者」という発令を行い、会議も開催して事前命令の徹底や部局内各所属の繁忙の状況や職員の超過勤務の状況の把握に努め、適時に必要な措置を講ずることができるように徹底を図りました。そのほか、来年度からもいろいろな取り組みをしていきたいと考えています。長時間労働の是正に向けては、所属長をはじめとする監督者がしっかりマネジメントし適切に勤務を命ずる一方、事前命令のない職員をしっかり帰らせるということが重要と思っており、それを周知徹底していきたいと思えます。

**○山村委員** そのような対策をとらなくてはいけないと思っておられることはわかりますが、実際にそれが可能な状況なのかが問題ではないかと思えます。これほどまで残業しないと仕事が終わらない仕事量の多さがまずあるわけで、早く帰れ早く帰れと言われても職員は仕事が終わらなかつたら困るわけで、責任感に基づいて残っていますので、その環境が変わらないのに、ちょっとやそつとではなかなかいかないと思えます。そこでもう一つ、過重労働の職員の健康への影響について、どのように考えているのか伺います。

資料をいただきましたが、平成27年度で30日以上または1カ月以上、長期療養されている職員が96人おられ、そのうち精神的な障害で休んでいる方が50人に上っていると聞いています。本当に大変だと実感はしていますが、職員の健康状態について労働との関連でいかが考えているのか伺います。

**○藪中総務厚生センター所長** 長時間労働を行った職員に対して健康はどうかというお尋

ねかと思えます。長時間労働の医学的な影響については知見があり、時間外休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、脳や心臓疾患などの発症との関連性が強まってくると言われています。

県の長時間労働を行った職員に対する対策ですが、平成19年3月から過重労働による健康障害を防止するための実施要綱を制定して、1カ月100時間超や3カ月連続して45時間超のような長時間に及ぶ超過勤務をした職員に対して、所属を通じて本人の申し出により産業医の面接指導を実施しています。この面接指導については、ことしからは、本人から申し出がない場合でも、産業医が職員の健康診断の結果などを勘案して面接による指導が必要と判断した場合、面接を受けるように職員に対し勧奨をしています。こういった対策を通じて、引き続き長時間労働によって職員の健康が損なわれることのないように、職員に対するケアに取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○山村委員 職員の健康管理は非常に重要なことだと思っています。長時間になる場合は、本人の申し出がなくても医師の指導などを受けて対応しているということですが、基本は、長時間労働をさせないようにしないといけないと思います。たとえ本人が自分は元気だと言ったとしても、長時間労働が続いている職員を引き続き同じように長時間働かせることがあってはならないと思いますが、そのような対応になっているのですか。

○藪中総務厚生センター所長 産業医の面接については、産業医で判断すれば職員に強く勧める運用は、先ほども申したとおりです。面接に至った場合に、仮に産業医が、例えば持病の関係があって、このまま長時間勤務を続けると健康が損なわれるとの判断をした場合は、所属長か職員にその面接結果を投げ返します。その医師の判断を勘案して、所属で就労対策をやっているところです。以上です。

○山村委員 県の調査の結果を見ましたら、80時間を超える職員の数が相当数に上っており、偏った部署ではありますけれども、そのような状況で軽減することは非常に難しい問題があるのではないかと危惧しています。先ほども申しましたけれども、残業をしなくてもきちんと仕事ができる環境をつくっていくには、仕事量そのものを減らす、仕事をする人数をふやす、そのどちらかの対応が要ると思いますので、抜本的な対応を求めたいと思います。

県の調査の資料は、支給された超過勤務手当の時間数を示したものですので、これは超過勤務の命令があった分ということです。これと、県が一人ひとりについて把握しているという実際の出退勤時間との関係はどうなっていますか。

○**枅井総務部次長人事課長事務取扱** 実際の在庁時間と超過勤務命令が出ている時間との乖離は、2年ほど前に総務部の中で調査をした実績があります。総務警察委員会で報告したと思っておりますが、詳細を覚えていませんが、乖離時間は20分弱であったと思います。

○**山村委員** そのときの報告は、平均で出されておりました。今回調査したものは一人ひとりになっており、やはり一人ひとりについてきちんと調査が要るということで、多い人もあれば少ない人もある、ばらつきがある状況です。命令はされたけれども、命令時間になったら職員が仕事を終わって帰っているのかを確認しているわけではないので、出退勤簿がきちんとあるわけですから、本来は、それを見れば、どれだけ在庁して仕事を実際に行っていたのかを把握できる仕組みになっていると思いますので、そのところをきちんと把握していただいて、正確にどのような実態かを報告いただくことと、それに基づいてきちんと対策することが必要かと思いますが、その点はいかがですか。

○**枅井総務部次長人事課長事務取扱** 今、資料を確認していますので、後から答弁します。

○**奥山委員長** 次の質問をしてもらって、その答弁の間に資料が出てきたら、次の質問についてはそこで一旦終わって、資料について続ける形にしましょう。

○**山村委員** それでは、次の質問に移ります。きょう説明いただいた資料3-2の「安全・安心の確保のための奈良県基本計画（案）」について伺います。

このような計画を全国で初めて警察と県が一緒になってつくり、推進をしていくことについて危惧があるということで、前回も申しましたが、その点に関してお聞きします。住民の中には、治安についての不安感があると言われておりますし、刑法犯の認知件数が減ってきているにもかかわらず不安感が依然としてあることから、もっと安心な社会を目指していくということが述べられています。もちろん行政は住民の安全を守る責務がありますから、きちんと施策をしていかないといけないことはよくわかりますが、不安は物差しではかることができにくい問題で、一人ひとり違い、人によって感じ方も違います。だから、不安を解決することを追い求めていくことは、いろいろなものが行き過ぎていく危険も伴っており、その辺をどのように判断されているのか。また、このような計画が必要との住民の機運の盛り上がりはどうか、パブリックコメントでも1件しか反応がなかったということですし、県の計画の県民の受けとめという点で疑問があるのですけれども、その辺をどのように考えているのか、併せて伺います。

○**森田安全・安心まちづくり推進課長** 先ほど長岡危機管理監が説明の中で触れました奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例は、平成20年7月に制定さ

れたもので、犯罪の発生しにくい安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関して基本理念を定め、県の責務や県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて総合的計画的な施策を推進して、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とするものです。

県民が安全で安心して暮らせる社会とは、直接的には、犯罪や交通事故による被害のない、また被害に遭う不安のない生活を確保することを意味しますが、より広い視野で見ますと、こうした治安を確保することは、家庭生活や地域貢献活動、経済活動など、あらゆる人間の活動、さらにはあらゆる行政活動の基礎条件となっており、治安はいわば社会のインフラ下部構造であると言えます。そのため治安の確保は、警察だけではなく地方公共団体の責務で、その実現に向けては県民や事業者の方の協力が不可欠です。そのような社会を構成する多様な主体が、治安を確保するための取り組みをきめ細かく重層的に展開してこそ治安が確保されます。

そこで、県と警察が共同して奈良県の安全・安心を確保するための大綱となる基本計画を策定したものです。本計画を策定することで、安全・安心の対策全般を捉えて基本理念、方針を示し、県と警察の役割や責任の範囲を明らかにし、それぞれが自立した責任のある主体として一層の連携に努めます。また、治安はインフラです。本計画に基づき持続的に安心・安全な施策を展開し、体系的、持続的に治安基盤を整備することで日本一安全で安心して暮らせる奈良を実現したいと考えています。

2点目、県民の機運の盛り上がりはどうかということについて、県が行った県民アンケート調査の結果、住民が犯罪に遭うことなく、その不安も感じることなく暮らせることの重要度は、過去5年間、5点満点中の4.5以上と非常に高い数値で推移しています。こうした県民の期待に応えるため、本計画を策定し、これに基づき持続的に、安全・安心の施策を展開して、体系的、持続的に治安基盤を整備すること、これは地方公共団体全体の責務であり、こうした取り組みは県民の望んでいることと考えています。以上です。

○山村委員 安全な社会をつくるためにインフラをいろいろつくっていくのは行政の責任だと思っていますが、治安は警察の責任です。警察は個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務とし、警察の仕事は明確です。県などが行う行政の責務は別にあり、それぞれ別の立場で別の任務を持ってやっていることなので、一体にしてしまうと、住民の安全確保という名前で、住民にさまざまなことを押しつけていくことになるのではない

かと危惧します。

例えば、いろいろな問題があると思うのですが、軽微なマナー違反を取り締まることがいいのか、防犯パトロールや防犯カメラの設置が住民をいたずらに不審者にする事にならないか、住民の自主的な日常の地域コミュニティーづくりの障害にならないか、いろいろな不安が出てくると思います。警察の治安対策の場合は、予算や人員配置の重点を刑事や防犯活動を中心に置いて、とりわけ交番やパトロールなど現場を重視して力を入れていただき、身近に頼りになる存在であってほしいというのが県民の願いだと思います。それを通り越して、民間のパトロールや防犯カメラなどの対策が常々警察の関与のもとで指導を受けて行われることになったら、市民がいろいろな意味で監視の目にさらされたり、自由を制限されたり、憲法の保障する個人の権利や自由の侵害につながる可能性があることを心配するのは当然のことではないかと思えます。

そのような心配の声が私のところに寄せられていることもあって、奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例に基づいて具体的に進めていこうという趣旨はわかりますが、このようなやり方がいいのか非常に疑問に思っています。これは意見の分かれるところですが、危惧があるということで、意見として述べておきます。将来にわたって監視される社会をつくっていかないことを望んでいます。

**○奥山委員長** それは意見として聞いておきます。

柘井総務部次長、先ほどの残業の件、資料は確認できましたか。続きに行きます。

**○柘井総務部次長人事課長事務取扱** 平成27年7月に総務警察委員会で報告していますが、総務部の本庁所属において、平成26年11月と12月の2カ月間の超過勤務命令時間とシステムにおける退庁時間の乖離時間を調査しています。この時期は比較的工作も多い時期かと思いますが、結果は乖離時間が1人平均で17分、17分程度の乖離はあったと報告しました。県庁全体を調べることも可能かわかりませんが、このデータに基づき一定の乖離時間があると考えています。

質問の件ですけれども、やはり特定の職員、係、所属に業務が集中していないかなどをしっかりと管理職が確認することが重要です。また、個々の職員の超過勤務の状況や健康状態に管理職がしっかり目を行き届かせることは大事だと思いますので、それらを徹底していきたいと思えます。

**○山村委員** 答弁のように、実際の労働時間がどうなってるのか、個々にきちんと把握することは使用者の責任だと思います。それについては、出退勤簿があるわけですから一目



瞭然ではないかと思いますが、初めにさまざまな対策を言われました。

この長時間の時間外労働の実態は、想像を絶する物すごい量だと思いますが、本当に解決していこうとして、それが減ったか、あるいは改善されたかきちんと評価をするときに、正確な根拠に基づいて進めていかななくてはならないと思いますので、今回の結果はこうですけれども、今述べられた対策を実施して1年後にはどうなったのか、つまりどれだけ時間外労働を縮減できて実際に健康状態が改善されているのか、医学的な根拠に基づいてきちんと進めていただいて、正確な情報を反映していただきたいと思います。何よりも職員が本当に人間らしく生活ができ、家族ともきちんと日常生活が送られる状況になってほしいと切に願っていますので、その点、改善をお願いします。

○奥山委員長 ほかにありますか。

○猪奥委員 国際課にお聞きしますが、資料「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の「国際交流の促進」のところで「海外地方政府との新たな友好提携を推進」と書いていますが、具体的に決まっているのでしたら教えてください。

その次のページには「東アジア地方政府会合の開催」とあり、今回は初めて奈良県以外でも開催ができるということで、非常に喜ばしいことだと思っています。奈良県が始めましたけれども、あくまで立ち上げて幹事をしたということで、参加地方政府による持ち回り開催という本来の形がようやくスタートができたと喜んではいませんが、平成29年度予算で2,500万円つけられています。事業内容は「分科会等の開催を支援」と書かれています。昨年までは、参加地方政府が出資をするということはなく、中国の方が来られても全て奈良県の予算でしていたかと思いますので、この予算はどのような経緯でつけられたのか。今の私の認識が間違っていたら教えてください。また、今後別の場所で開催されても、分担金という格好で奈良県の支出は続いていくのか、教えてください。

○吉井国際課長 まず、新たな友好提携についてお答えします。今、中国の陝西省、韓国の忠清南道、スイスのベルン州と友好提携を結んでいます。それ以外に新たな友好提携として、平成26年に、ベトナムのフートー省とMOU（Memorandum of Understanding／友好県省関係の発展に関する覚書）を結びまして、それに基づいていろいろ連携を結んでいこうと。それ以外にも、東アジア地方政府会合の参加国もたくさんありますので、友好提携というわけではないですけれども、そういったところとも、いろいろな交流を深めていきたいと考えています。

それから、東アジア地方政府会合についてですが、これまで第7回までずっと奈良県で

開催し、第8回は中国の成都市で初めて開催されることになりました。この予算に計上しているものは、今までも海外から奈良県へ来られる航空賃、飛行機代は各地方政府がそれぞれ負担しており、今回も、奈良県から中国へ行く経費は奈良県負担になりますので、そのような経費を計上しています。また、今回の政府会合は中国の成都市が開催しますが、奈良県は地方政府会合の事務局も持っており、あくまで事務局として果たすべき役割もありますので、例えば報告書の整備などの経費もあります。

また、各地方政府、奈良県も含めて分科会を検討していく中で、分科会の開催についての支援もあり、地方政府会合に参加している地方政府間のネットワークの強化にも取り組んでいきたいと考えていますので、そういった経費も含めて今回予算計上している額になっています。以上です。

**○猪奥委員** 聞き方がまずかったかもしれません。今回、第8回東アジア地方政府会合を開催されるに当たって、総経費のうちの奈良県が負担する2,500万円は大体どれぐらいの割合を占めていますか。渡航費は抜いてください。

**○吉井国際課長** 第8回の開催の経費は、基本、中国の成都市が負担します。例えば会場の借り上げ費や、奈良県と同じルールで海外からの参加者3名までの宿泊費については成都市が負担する形になっていますので、総経費の額や、成都市で幾ら負担しているかまでは、奈良県では把握していません。以上です。

**○猪奥委員** 分科会の開催は、事務局の機能とは完全に違った機能だと思うので、奈良県もこの開催について負担をしていると見ることができると思います。全体の予算の中でどれぐらい占めているのか、これからずっと奈良県がこれを経常的に出資をしていかないといけないのかにも非常に興味、関心がありますので、後で結構ですので、教えていただければと思います。

あと1点、質問があります。外国人専用の福祉避難所を猿沢インの中につくっていただけること、ありがとうございます。全国で初めての試みということで、非常に期待をしています。予算を見ますと、県実施で負担区分が国で2分の1、県で2分の1と書いていますが、県の施設ですので、備蓄も含めて県で2分の1は持つことで構わないのでしょうか。それとも、これはまた別のところにかかる2分の1でしょうか。まだ協定などは結ばれていないと思いますが、今後、いつぐらいをめどに福祉避難所として来ていただける状態になるのか、めどを教えてください。

**○中西ならの観光力向上課長** 猿沢インの福祉避難所の費用としては、基本的に備蓄の物

品についての費用で、約300万円を見込んでいます。スケジュールについては、今、奈良市と協議を進めており、早ければ新年度早々に指定をいただけるということで準備を進めています。以上です。

○奥山委員長 それでは、これもちまして質問を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月3日の金曜日、本会議終了後に再度開催しますので、あらかじめご了承ください。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。